

〈報道発表資料〉

健康福祉部 健康増進課

担当 課長 大出

直通 048-995-3381

E-mail:kenkozoshin@city.yashio.lg.jp



新型コロナウイルスワクチン接種の準備に関する予算を
1月21日に専決処分

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、ワクチンの承認後に速やかに接種ができる体制を確保するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、事業の準備に必要となる予算を令和3年1月21日に専決処分しました。

1 具体的な予算額

需用費

(接種に必要となる医薬材の費用など) 3,008,000 円

役務費

(医療機関への接種費用の支払いに要する手数料など) 5,503,000 円

委託料

(市民対応のコールセンター等の業務委託料など) 139,833,000 円

使用料及び賃借料

(接種会場の手配に要する費用など) 160,000 円

備品購入費

(接種に必要となる医療器具の費用) 1,041,000 円

合計 149,545,000 円

※令和2年度末までの事業完了が難しいことから、繰越明許費115,604,000円を設定します。

2 国からの補助金

予算の合計額149,545,000円のうち、105,198,000円について、国庫補助金の交付を受ける予定です。

3 参考資料

別添「令和2年度八潮市一般会計補正予算(第12号)に係る専決処分について」

令和2年度八潮市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分について

補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症は、その発生以来、国民生活に大きな影響を与えている。こうした中で、新型コロナウイルスワクチンは、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減等が期待されることから、市民への円滑な接種を実施するために必要な予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年1月21日に専決処分したものである。

補正予算の規模

1 一般会計（第12号） 149,545千円

補正予算の内容

1 一般会計（第12号） 補正額 149,545千円

補正前予算額	43,849,074千円
今回補正額	149,545千円
補正後予算額	43,998,619千円

I 歳入 補正額 149,545千円

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金について
予算化する。 105,198千円
- (2) 財政調整基金繰入金について補正する。 44,347千円

II 歳出 補正額 149,545千円

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費について増額及び予算化する。
 - ・ 需用費（医薬材料費等） 3,008千円
 - ・ 役務費（手数料等） 5,503千円
 - ・ 委託料（コールセンター等業務委託料等） 139,833千円
 - ・ 有料道路通行料及び駐車場使用料 160千円
 - ・ 庁用器具費 1,041千円

Ⅲ 繰越明許費

令和2年度末までの事業完了が難しい事業について、繰越明許費を設定する（1件）。

- ・ 予防接種事業

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課 長嶋
電話 048-996-2111 内線380